

経済金融活性化特別地区における税制措置

趣旨

金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図る。



地域範囲

名護市

措置概要

①所得控除（40%控除）

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等50万円超、建物等500万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定を受けた場合に適用

③特別償却

- ・償却割合：機械装置等50%、建物等25% ※限度額あり
- ※取得下限額並びに県知事による認定については②と同様

④エンジェル税制

- ・県知事の指定を受けた中小企業の株式取得について適用
- ・全国版のエンジェル税制と比して要件を緩和（例：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等）

⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

①、②、③は選択制

対象事業

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

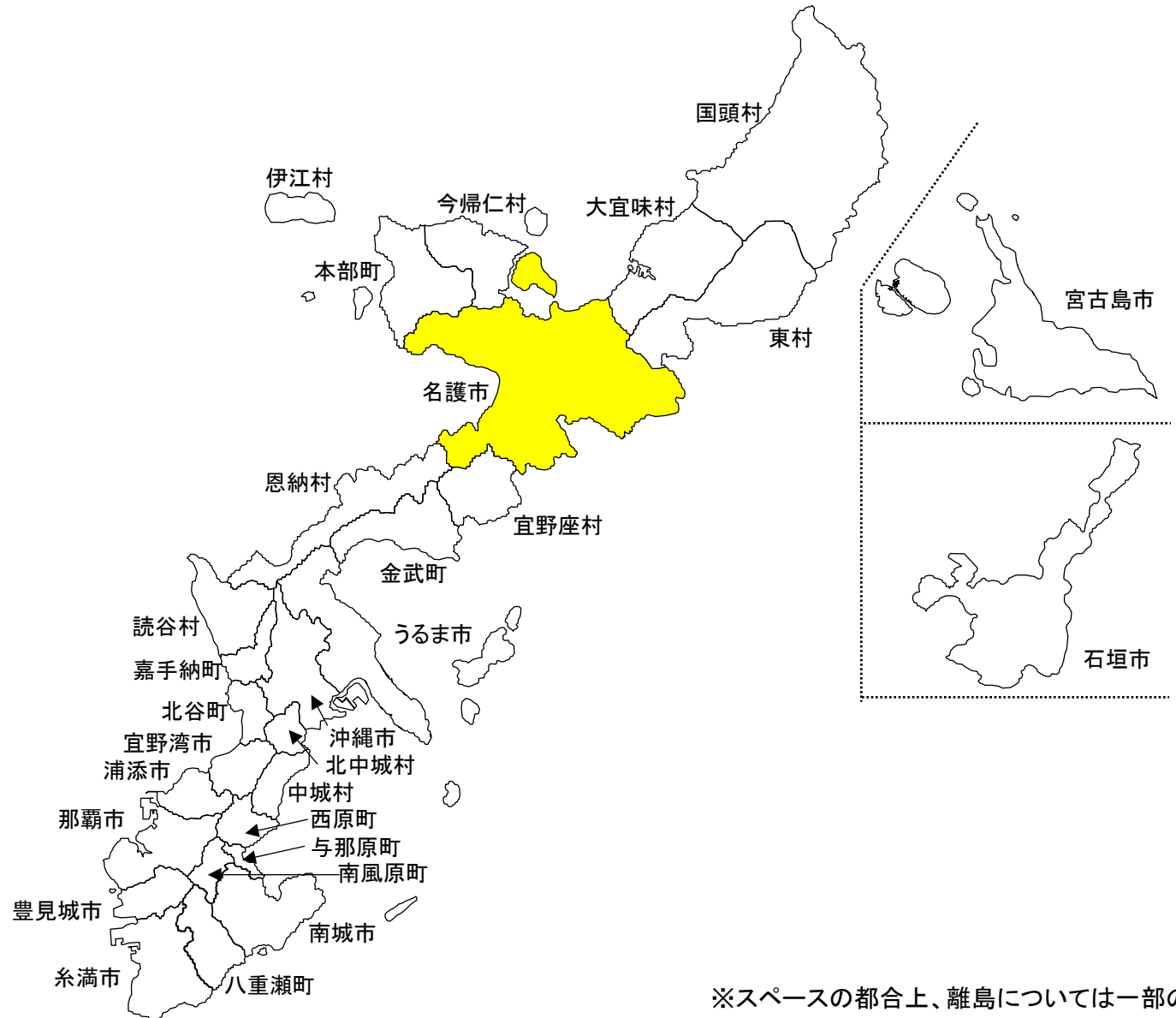
金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等

適用期限

令和9年3月31日まで

※下線部は令和7年度税制改正における拡充等

経済金融活性化特別地区



※スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。

経済金融活性化特別地区の対象事業

① 金融関連産業

- (ア) 銀行業、無尽業、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- (イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会の事業
- (ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会の行う信用事業・共済事業
- (エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- (オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- (カ) 信託業又は信託契約代理業
- (キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- (ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- (ケ) 金融業に付随する業務を行う事業 ※コールセンター等のBPO業務

② 情報通信関連産業

- (ア) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業
- (イ) 電気通信業
- (ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- (エ) 放送業(有線放送業を含む。)
- (オ) ソフトウェア業
- (カ) 情報処理・提供サービス業 ※データベースサービス業等
- (キ) インターネット付随サービス業 ※ネットショッピングサイト運営業等
- (ク) 情報通信技術利用事業 ※コールセンター、BPOセンター等

③ 観光関連産業

- (ア) 宿泊業
- (イ) 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに付随するサービス業を除く。)

④ 農業・水産養殖業

- (ア) 農業
- (イ) 水産養殖業

⑤ 製造業等

- (ア) 製造業
- (イ) 経営コンサルタント

※①～⑤の対象事業を営む法人であっても、併せて(1)風俗営業、(2)性風俗関連特殊営業、(3)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業のいずれかを営んでいる法人は対象外。